

水道料金・下水道使用料の減免

業務課 ☎775-5161  
☎775-9041

4月から、児童扶養手当を受給している世帯の水道料金の基本料金・下水道使用料の基本使用料を減免する制度を開始します。市内に在住で、水道・公共下水道を使用(上尾市から料金の請求を受けている)として、次の①②のいずれかに該当する人①児童扶養手当を受給している②同一世帯に同手当を受給している人がいる 申請書(業務課へ上尾村1-5-7)にある。市ホームページからダウンロードも)に必要事項を記入し、児童扶養手当証書の写しを添付して、直接または郵送で業務課へ ※申し込みは毎月15日が締め切りです。審査後、翌月の使用分から減免します。なお市内転居などにより児童扶養手当証書の再交付を受けた場合は、改めて申請が必要です。

「上尾市地域公共交通網形成計画(案)」への意見を募集

交通防犯課 ☎775-5138  
☎775-9927

市内に在住・在勤・在学の人また

は利害関係人「計画(案)の公表・意見募集期間」4月10日(金)～5月8日(金)【計画(案)・意見書の設置場所】交通防犯課、市役所1階情報公開コーナー ※市ホームページにも掲載しています。【意見などの取り扱い】内容を検討し、計画策定の参考にする ※住所、氏名など個人が特定できる箇所を除き、意見の内容を市ホームページで公表します。個別には回答しません。【提出方法】意見書に必要事項を記入して直接または郵送、ファクス、メールで交通防犯課(〒362-8501本町3-1-1、☎209000@city.ago.lg.jp)へ ※電話では受け付けできません。

人権擁護委員の活動

人権男女共同参画課 ☎775-5117  
☎778-5112

人権擁護委員は、市長が市議会の意見を聞いて推薦し、法務大臣から委嘱されます。市内には11人おり、各種相談に応じている他、市のイベントなどで啓発冊子を配布して人権啓発を行い、人権侵害が起こらないよう活動しています。

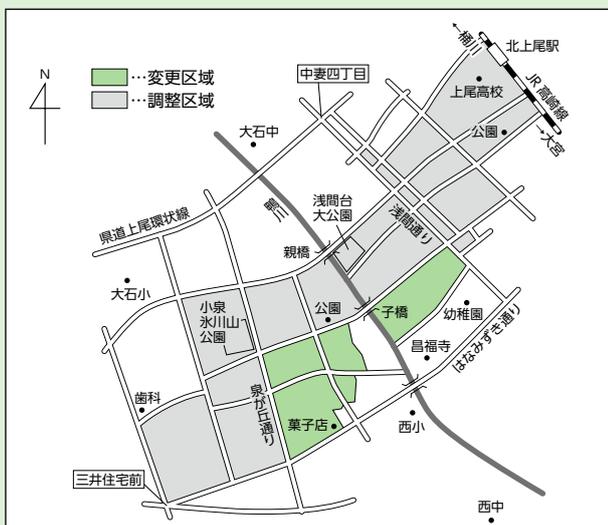
人権擁護委員(順不同・敬称略)

松尾四郎、原田隆弘、矢部清美、和氣昭祐、松澤美智子、小島勝、前島百合子、小川久雄、藤波政明、千

小・中学校指定校の変更  
(大字小泉地区・浅間台三丁目の一部区域)

学務課 ☎775-9604・☎775-5633

大字小泉地区・浅間台地区の一部区域は、指定校(大石小学校・大石中学校)の他、選択校(西小学校・西中学校)を選択できる区域(調整区域)としてきましたが、4月1日から、大字小泉地区・浅間台三丁目の一部区域(変更区域)について、指定校を「西小学校・西中学校」に変更しました(下図参照)。※該当する区域の児童生徒の就学に関する相談は学務課で受け付けます。



●人権相談所をご利用ください

葉ふみ子、太幡和子  
毎月第4(水)9・12月は第3(水)10～15時(12～13時を除く)に市役所7階大会議室で開設しています。家庭内の不和、相続、人権に関する悩み事・もめ事などの相談に応じています(33ページ参照)。相談は無料で秘密は守られますので、気軽に相談してください。

市役所本庁舎、尾山台・上尾駅出張所の日曜日の閉庁を継続

行政経営課 ☎775-3963  
☎776-8873  
市民課 ☎775-5128  
☎775-9827

節電を継続し、より一層の省エネを推進するため、日曜日の閉庁を継続します。



▲マイナンバーキャラクター (マイナちゃん)

平成28年1月から利用開始

# 社会保障・税番号 (マイナンバー) 制度

IT 推進課 ☎775-5113・☎775-9921

平成25年5月31日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(マイナンバー法)が公布され、「社会保障・税番号制度」が導入されます。

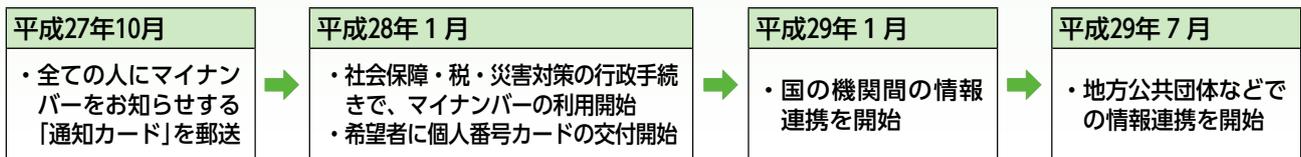
## マイナンバー制度とは

社会保障・税制度の効率性や透明性を高め、利便性の高い公平・公正な社会を実現するための制度です。住民票を有する全ての人に、1人に1つの12桁の番号(マイナンバー)を付番することで、社会保障・税・災害対策の分野で効率的な情報連携が可能になります。

## マイナンバー制度の導入効果

- ①複数の行政機関などに存在する個人の情報について、情報の連携・活用ができる
- ②申請の際の添付書類が簡素化され、コストや負担が軽減される
- ③所得や行政サービスの受給状況などを正確に把握できる
- ④負担を不当に免れたり、給付を不正に受けたりすることを防止できる

## 今後のスケジュール(予定)



※「個人番号カード」は、顔写真付きのICカードで、身分証明書としても利用できます。通知カードと引き替えに交付されます(申請が必要)。※制度・手続きなどについて、詳しく決まり次第、『広報あげお』などでお知らせします。

## 個人情報保護対策

マイナンバーは、法律や条例で規定された目的でしか利用できません。

また他人のマイナンバーを不正に入手することは処罰の対象になります。

### 特定個人情報保護評価書の公表

市では、マイナンバーを含む個人情報を保有・利用するにあたり特定個人情報保護評価書を作成・公表します。これは個人のプライバシーなどへの影響やリスクを予測・分析し、情報漏えいなどのリスクを軽減するための措置内容をまとめたものです。市が作成した特定個人情報保護評価書は、4月1日(水)から市ホームページ、市役所1階情報公開コーナーで公表します。特定個人情報保護評価書のうち、本制度の基盤となる「住民基本台帳に関する事務」については、右のとおり意見を募集します。

「住民基本台帳に関する事務」の特定個人情報保護評価書(案)への意見を募集

市民課 ☎775-5128・☎775-9827

☑市内に在住・在勤・在学の人 【評価書(案)の公表・意見募集期間】4月1日(水)~30日(木)

【評価書(案)・意見書の設置場所】市民課、市役所1階情報公開コーナー ※市ホームページにも掲載しています。

【意見などの取り扱い】内容を検討し、評価書作成の参考にする ※住所、氏名など個人が特定できる箇所を除き、意見の内容を市ホームページで公表します。個別には回答しません。

【提出方法】意見書に必要事項を記入して、直接または郵送、ファクス、メールで市民課(〒362-8501本町3-1-1、☎s201000@city.ageo.lg.jp)へ ※電話では受け付けできません。

## マイナンバー制度に関する問い合わせ

マイナンバーコールセンター ☎0570-20-0178(全国共通ナビダイヤル)

(月)~(金)9時30分~17時30分(土)日(祝)を除く)

内閣官房ホームページ ☎http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/

## 4月から子ども・若者相談センターの相談日が増えます

子ども・若者相談センター ☎783-4964  
☎774-5342

☎毎週(火)金10～16時(12～13時、祝・年末年始を除く) ☎市役所5階相談室 ☎臨床発達心理士によるひきこもり、ニートなどに関する相談(50分程度) ☎おおむね15歳～30歳代の人とその家族 ☎電話またはファクス、メール(☎S172100@city.ageo.lg.jp) ☎子ども・若者相談センターへ

## 上尾市地域福祉計画追加見直し版を策定

福祉総務課 ☎775-5118  
☎775-9846

4月から生活困窮者自立支援法が施行されます。市ではどのような支援のあり方が望ましいのかを検討し、市民生活の向上のため、新たな目標・施策を計画に位置付けました。計画書は市役所1階情報公開コーナーに設置する他、市ホームページに掲載しています。

### ●基本目標

「あなたとわたしが支え合って暮らせるまち」

### ●主な施策内容

①生活困窮者の実態把握 行政が持っている情報の活用／潜在的困窮者の把握／地域で実施するイベントなどの機会を活用し、孤立しそうな人を把握

②自立支援施策の推進 訪問型支援(アウトリーチ)の充実／相談支援の充実(家計相談を含む)／働くことができない人への支援／見守りによる孤立防止

③貧困の連鎖防止 子どもの学習支援／複合的な支援

## 「くらしサポート相談窓口」を開設

生活支援課 ☎775-5119・☎776-8872

4月から「くらしサポート相談窓口」を開設します。市内に在住の経済的に困窮している人の相談に応じ、自立に向けた支援を行います。

【相談時間】8時30分～17時(土(日)祝を除く)

☎生活支援課



## 図書館障害者サービスをご利用ください

上尾市図書館 ☎773-8521・☎776-7330

4月から、図書館の利用に障害がある人へのサービスを拡大します。これらのサービスは無料で利用できます。なお、障害者サービスを利用するためには利用登録が必要です。

### ●録音図書などの貸し出し

#### 郵送貸出

希望する録音図書・雑誌、音楽CDなどの貸出と返却を郵送で行います。☎市内に在住・在勤・在学の視覚障害者

#### 来館貸出

希望する録音図書・雑誌を図書館カウンターで貸し出します。☎市内に在住・在勤・在学で次の①②のいずれかに該当する人／①視覚障害はないが識字障害や精神障害などの理由で本を読んでも内容の理解などが難しい人②上肢障害などがあり、本のページをめくれないなど本を読むことが難しい人

### ●宅配サービス

肢体不自由や施設入所などの理由で、図書館への来館が困難な人に、希望する図書・雑誌やCDなどを宅配し回収するサービスです。☎市内に在住で次の①～③のいずれかに該当する人／①身体障害者手帳1級から3級の所持者(視覚障害者を除く)②介護保険制度における要介護度3以上の認定を受けている人③市内に所在する介護老人保健施設、特別養護老人ホームの入所者

### ●利用登録

利用登録申請書(図書館本館・分館・公民館図書室にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、直接またはファクス、メール(☎S724000@city.ageo.lg.jp)で申請してください。電話での受け付けもできますのでお気軽にお問い合わせください。＊代理人による申請もできます。

### ●その他のサービス

以下のサービスは利用登録は不要です。利用を希望するときは、カウンタースタッフなどに申し出るか、電話やファクス、メールで問い合わせてください。

### 各種機器の設置

図書館本館・分館・公民館図書室カウンターには簡易筆談器がある他、本館には拡大読書器 DAISY(録音図書)再生機、簡易拡大読書器、活字読み上げ装置を設置しています。

### 本を探したいときは

ジャンルや著者などからでも希望する本をお探しします。新着資料の紹介なども行います。

### やまびこジャーナル

朗読ボランティアグループやまびこが制作している声の月刊誌です。新聞記事や会員が取材して集めた地域情報が掲載されています。＊録音図書を利用できる人が対象です。



生後3カ月(91日)以上の犬は、狂犬病予防法により、登録(初年度だけ)と毎年の狂犬病予防注射が義務付けられています。狂犬病は人が発病すると、治療法がなくほぼ100%死亡する大変怖い病気です。毎年忘れずに予防注射を受けましょう。

**【表1】のとおり ※都合の良い会場を受けてください。雨天決行です。**

**【健康な犬 ※次の①〜③の犬は注射を猶予することがあります。①健康上問題がある②著しく興奮状態にあり飼い主が制止できない③過去に予防接種により体調を崩したことがある】**

**【新規】6,200円(登録料3千円・注射済票交付手数料50円・注射料2,650円) 継続/3,200円です。**

## 犬の登録と狂犬病予防注射

生活環境課 TEL775-6940 FAX775-9872

00円 ※交付される鑑札と注射済票は、迷子札としても大変有効です。必ず犬に装着してください。既登録犬にははがきで通知します。記載内容を確認し、必要事項を記入後押印の上、注射時にお持ちください。新規の登録申請用紙は会場にあります。【変更の届け出】犬の死や飼い主の住所変更などは生活環境課へ ※市外から犬を連れて転入した人は、転入前の自治体で発行した鑑札か、登録を証明する物を用意してください。以前の自治体で登録済の場合の料金は、既登録犬同様で3,200円です。

### 接種時の注意

注射は原則として犬を注射台の上に乗せて行います。事故防止のため首輪・リードの確認をし、会場には犬を押さえられる人が連れてきてください。子どもだけや、1人で2頭以上連れての来場はご遠慮ください。

### 集合注射で注射を受けない場合

かかりつけが最寄りの動物病院で注射を受けて、生活環境課で手続きをしてください。一般社団法人上尾伊奈獣医師協会に所属する動物病院(表2参照)では、集合注射と同等の扱いで、予防注射と登録・注射済票の交付手続きができます。

【表1】集合狂犬病予防注射日程表

とき	10:00～11:30	13:30～15:00	
4/5(日)	浅間台大公園(P)	JA大谷支店駐車場(P)	
	さいたま水上公園駐車場(P)	原市白山公園	
とき	9:30～10:30	11:30～12:30	14:00～15:00
4/6(月)	領家農村センター(P)	小敷谷西部公民館	弁財・昌福寺(P)
4/7(火)	瓦葺むじなや公園	JA原市支店倉庫前(P)	原市・氷川神社
4/8(水)	県上尾運動公園陸上競技場メインスタンド前(P)	愛宕一丁目・愛宕神社	本町自治会館(P)
4/9(木)	上新梨子集会場	町谷第一公園	上平公民館(P)
4/13(月)	中新井・西光寺	大谷・寺丁目愛宕会館(P)	地頭方・氷川神社
4/14(火)	平方公民館(P)	小泉氷川山公園(P)	井戸木新田公園
4/15(水)	上尾市文化センター南側駐車場(P)	富士見・赤熊広場(P)	春日第2公園
4/16(木)	瓦葺稲荷会館・東側ゲートボール場	瓦葺自治会館(P)	原市駅前公園
とき	10:00～11:30	13:30～15:00	
4/19(日)	鴨川中央公園	上尾丸山公園南口駐車場(P)	
	上平公園南側駐車場(P)	上郷第一広場	

※(P)は駐車場がある会場です。

### ●マイクロチップの装着

マイクロチップを装着しておけば、飼い犬や飼い猫が行方不明になったり、地震などの災害で離れ離れになっても飼い主の元に戻ってくる可能性が高くなります。マイクロチップは一度体内に埋め込むと脱落や消失することがなく、安全で確実な身元証明の方法として世界中で広く使用されています。名札・迷子札などの装着とともにマイクロチップの装着も考えてみませんか。

### ●犬を散歩に連れて行くときは

スコップやビニール袋などを用意し、ふんをしたらそのまま放置したり埋めたりせず、必ず自宅に持ち帰りましょう。犬が苦手な人もいます。散歩をするときは必ず首輪とリードをして、犬が飼い主の言うことを聞くように、しつけをしておきましょう。

【表2】一般社団法人上尾伊奈獣医師協会 (五十音順)

動物病院	住所・電話
石井どうぶつ病院	中分5-230 TEL786-4368
井上動物病院	小泉377-97 TEL726-0090
かない動物病院	平塚2013-3 TEL771-8022
かわぐちペトリッククリニック	今泉264-2 TEL781-2257
かんだ動物病院	二ツ宮956-5 TEL777-2555
動物病院くまごろう	柏座2-3-10 TEL771-6437
藤倉獣医科医院	向山1-60-36 TEL781-5577
政木どうぶつ病院	上町1-9-3 TEL771-0111

**児童館こどもの城内の地域  
子育て支援拠点が変わります**

子ども支援課 ☎775-5120  
☎774-5342

4月から児童館こどもの城内の地域子育て支援拠点が変わります。詳しくは市ホームページをご覧ください。**【拠点の名称】トコトコ**【開設日】毎週月(休)金10～15時 【児童館】こどもの城内 ☎乳幼児とその保護者

**特定健診(国保加入者)・  
後期高齢者健診・人間ドック**

保険年金課(特定健診)  
(後期高齢者健診)  
☎782-6494  
☎775-5125  
☎775-9827

各健診・人間ドックの詳細は表1のとおりです。対象者には受診券を郵送しますので、受診券が届いたら、実施医療機関(13ページ表2参照)で受診してください。特定健診の対象者には、がん検診の受診券を同封します。

人間ドックを市内指定医療機関で受診する場合、事前に補助申請手続きが必要です。保険年金課または各支所・出張所で申請してください(支所・出張所は受診日の15日前まで)。また人間ドックは、今年度から指定

医療機関以外(市外の医療機関など)で受診する人も補助の対象になりました。詳しくは受診券に同封されている案内をご覧ください。

**受診上の注意**

- ・各健診と人間ドックはいずれか年度内1回に限ります。2回以上受診した場合は、全額自己負担になります。
- ・指定医療機関以外で人間ドックを受診した場合、検査項目を満たしていない時は補助の対象外となることがあります。
- ・各医療機関の休診日や、予約の有無などについて、事前に電話で確認してください。

- ・特定健診対象者で、勤務先の健診を受診するパートタイマーなどの人(特定健診の健診項目を満たしている場合)は、健診結果データを保険年金課に提出してください。
- ・全国健康保険協会(協会けんぽ)に加入している人は、協会けんぽが実施する特定健診を受診してください。詳しくは**協会けんぽ埼玉支部**(☎68-5915)に問い合わせてください。

**特定保健指導**

特定健診を受診した人や、健診結果を提出した人で、メタボリックシンドロームによる生活習慣病のリスクが高いと判定された人には、健診の約2カ月後に保健指導の案内を郵送します。

**【表1】各健診の詳細**

	国民健康保険		後期高齢者医療制度	
	特定健診	国保人間ドック	後期高齢者健診	高齢者人間ドック
対象	40～74歳の国民健康保険加入者	受診日現在35～74歳で国民健康保険税の滞納がない人	75歳以上の後期高齢者医療制度加入者(65歳以上の人で、一定の障害があると認定を受けた人も含む) ※高齢者人間ドックは受診日現在、保険料の滞納がない人が対象です。	
費用	無料	検診料のうち2万円を補助(検診料が2万円を超えない時は検診料の金額を補助)	無料	検診料のうち2万円を補助(検診料が2万円を超えない時は検診料の金額を補助)
受診期間	5～10月	5月～平成28年2月	5～10月	5月～平成28年2月
検査項目	<b>【特定健診・後期高齢者健診】</b> 問診、身体計測(身長、体重、BMI(体格指数)、腹囲)、血圧測定、血液検査、尿検査、心電図、診察 <b>【人間ドック】</b> 上記検査項目に加え、便潜血検査、胸部レントゲン、胃部レントゲンまたは内視鏡、腹部超音波、眼底検査、心電図など ※特定健診、後期高齢者健診では、眼底検査は医師が必要と認めた場合に行います。 ※眼底検査の設備のない医療機関で受診した時は、指定眼科医への紹介制度があります。 ※後期高齢者健診では、腹囲は測定しません。			
申し込み	対象者には4月下旬に受診券を郵送	指定医療機関で受診する場合 事前に指定医療機関に予約し、保険証、特定健診受診券(特定健診対象者)を用意して、保険年金課または各支所・出張所へ 指定医療機関以外で受診する場合 人間ドック受診後に、保険証、特定健診受診券(特定健診対象者)、検診結果、領収証、振込口座が分かる物を用意して、保険年金課へ	対象者には4月下旬に受診券を郵送	指定医療機関で受診する場合 事前に指定医療機関に予約し、保険証を用意して、保険年金課または各支所・出張所へ 指定医療機関以外で受診する場合 人間ドック受診後、保険証、検診結果、領収証、振込口座が分かる物を用意して、保険年金課へ
受診時に必要な物	特定健診受診券、保険証	35～39歳の人(特定健診対象外)／保険証、ドック補助券	40～74歳の人(特定健診対象)／特定健診受診券、保険証、ドック補助券	後期高齢者健診受診券、保険証 保険証、ドック補助券
問い合わせ	保険年金課 管理担当		保険年金課 高齢者医療担当	



市民の皆さん、こんにちは。市長の島村です。  
庭木も梅から桜へとバトンタッチし、まさに春を感じられる季節となりましたが、いかがお過ごしでしょうか。

先月は小・中学校の卒業式をはじめ、定年退職や職場の人事異動が行われ、それらのお祝いなどをされた方も多かったことと思います。そして月が替わり今月は入学式や初登校、初出勤といった始まりの節目を迎えます。こうした人生の節目は、人生の流れが大きく変わる転機になることがあり、それだけに大切なときでもあります。

その大切な節目の一つであることしの小・中学校の卒業式では、共に2,100人を超える児童・生徒が卒業しました。中学校の卒業式での教育委員会からの告辞では、生き抜く力や社会貢献の話がありました。その中で、ノーベル平和賞を受賞された現在17歳のマララ・ユスフザイさんの「世界を変えるあな

たたちが、第一歩を踏み出す時です」という言葉が送られました。私からは「人が生きると書く“人生”ですが、その歩みは自らの足でしか進めることはできません。未来を切り拓いていくことができるのは、自分自身の力であり、行動であり、勇気なのです。足踏みをしていても靴は減ります。自分を信じて、一歩ずつでもいい、ゆっくりでもいいから、前へと足を進めてください。皆さんの素晴らしい夢がかたちとなり、輝かしい未来が訪れることを願っています」と、自らの足で歩いていく人生について「前に進む」大切さをお話しさせていただきました。

さてご存じのとおり「節目」という言葉は、木材の節のある所を指すものですが、「節」は枝が伸びた跡です。しっかりした木の幹からは、丈夫な枝が伸びます。枝には葉が茂り、花が咲き、実を結び、そこには虫や鳥たちも訪れることでしょう。そうして木全体をさらに豊かなものにしてくれます。

人生においても同様で、その節目を振り返ると、自分が成長した跡や、より豊かな人生を歩めるきっかけなどがそこに見えるものです。また、心の持ちようでさまざまなことを節目にすることもできます。例えば「1学期の終わりまで」や「働き始めてから100日目」などです。

皆さんも、人生の節目を力に変えるチャンスと捉え、心機一転、チャレンジしてみたいはいかがでしょうか。

【表2】特定健診等実施医療機関一覧(五十音順)

※特定健診・後期高齢者健診は、下表の全ての医療機関で実施しています。

医療機関名	所在地	電話番号	特定保険指導 (後継付支店)	人間ドック	医療機関名	所在地	電話番号	特定保険指導 (後継付支店)	人間ドック
上尾アーバンクリニック	緑丘3-5-28	778-1929	○	○	小山内科医院	向山1-60-12	783-1122	○	
上尾胃腸科外科医院	上町2-13-3	771-6553			斉藤外科胃腸科	今泉104-4	781-2155		
上尾養生病院	地頭方421-1	781-1101	○	○	さいとうハートクリニック	春日1-45-6	779-3851		
あげお在宅医療クリニック	上20-8	783-5801			佐川医院	春日1-45-13	773-8600		
上尾整形外科	川1289-45	781-1621			佐々木医院	平塚1701	773-6117		
あげお第一診療所	西上尾第一団地2-38-102	726-2765	○		しばさき内科クリニック	原市2381-3	721-0510	○	
上尾中央総合病院	柏座1-10-10	773-1111	○	○	清水内科医院	瓦葺2670	721-5881		
上尾内科循環器科	平方4138	781-9122		○	関口医院	平方4422-2	726-0435		
上尾脳神経外科クリニック	本町1-3-16	776-8800	○		武重外科整形外科	上282-1	775-0001		
鯉坂医院	平方2685	725-2029	○		たまき整形外科内科	上尾下973-23	775-1433	○	
あだち内科・神経内科クリニック	宮本町2-1 アリコベール上尾	771-3322			中沢医院	柏座2-13-4	771-3747	○	○
池田医院	本町3-8-15	771-0227			中妻クリニック	中妻5-12-5	770-0722		
石橋内科クリニック	中分1-1-6	783-1484	○		中村内科医院	愛宕2-4-1	775-5520	○	
伊藤内科医院	上1572-1	771-1470	○		西上尾第二団地診療所	西上尾第二団地3-1-101	725-2367	○	
今村整形外科・外科	栄町1-14	774-8331			畑医院	愛宕3-8-65	771-0201		
牛山医院	上野230-1	871-6767			畑内科歯科医院	須ヶ谷3-41	773-2111	○	○
江口医院	須ヶ谷1-76-5	772-3772			原市診療所	原市団地4-20-107	721-0910		
エージオ・タウンクリニック	宮本町3-2-209	777-2511	○	○	はら内科クリニック	愛宕1-28-18	771-0008		
榎本医院	中分1-28-7	725-1651	○		深野医院	上町1-2-32	771-0036		
榎本クリニック	緑丘1-9-5	771-1610	○		福島医院	愛宕2-18-25	775-3111	○	
江原医院	上1148-2	773-8686			藤村病院	仲町1-8-33	776-1111	○	○
おやまだい医院	尾山台団地4-1-102	720-0061			前田内科医院	本町4-9-14	774-5110	○	
柿沢外科医院	原市600-3	721-0600			松沢医院	西宮下4-335-1	776-0555		○
かしの木内科小児科クリニック	上尾村453-7	770-2211	○		松本内科医院	浅間台3-29-16	775-6351		
上平内科クリニック	春日2-24-1	778-0070			幹クリニック	上平中央1-19-10	774-4877		
上平ファミリークリニック	菅谷266-3	778-2332			ムタイ医院	栄町10-24	774-5050		
河村クリニック	谷津1-6-28	775-1705			村田内科胃腸科医院	浅間台4-3-6	773-0223		
北上尾クリニック	上144-2	779-2111	○	○	山口クリニック	向山2-8-12	726-3309		
木下産婦人科クリニック	井戸木2-27-1	787-5533			山中内科クリニック	川170-1	783-1151		
こいずみクリニック	小泉84-35	780-6665			吉岡医院	原市431-3	720-7100		
こしきや内科リウマチ科クリニック	小敷谷39-1	782-4861			わたなべクリニック	原市2387-2	724-0611		

時とき 所ところ 内容 対象 費用・金額 定定員 持持ち物  
 申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問い合わせ ※記載のないものは「無料」

# 第6期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定 ～健康長寿あげお きらきら☆プラン2015～

高齢介護課 ☎775-6473・☎776-8872

「高齢者が輝き続けるまち あげお」の実現を目指し、高齢者福祉や介護保険制度に関する総合的な計画として、3年ごとに策定しています。第6期の計画期間は、平成27～29年度です。

## 計画の基本理念

計画の基本理念は「高齢者が輝き続けるまち あげお」です。これは、高齢者になっても健康を維持するとともに、生きがいを持ち続け、地域で安心して暮らし続けることができるまちを目指すものです。

この基本理念を実現するため、3つの目標(右図)を掲げています。

### 基本理念「高齢者が輝き続けるまち あげお」

①安心・安全  
～地域包括ケア  
体制の整備～

②生きがい  
～社会参加  
の推進～

③健康  
～健康寿命  
の延伸～

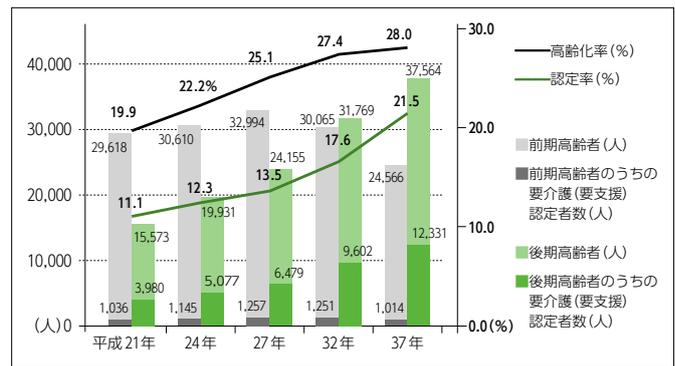
## 計画策定の背景

### ～後期高齢者の人口が前期高齢者の人口を越える？～

現在、市内の高齢者人口は55,320人(平成26年10月)、高齢化率は24.3%で、今後も高齢者人口は増加し続ける見込みです。また団塊世代が後期高齢者(75歳以上)になる2025(平成37)年に向けて、高齢化はさらに加速する見込みです。高齢者人口の増加に伴い、要介護(要支援)認定者数・介護給付費も増加し続けています。

### 介護給付費とは？／訪問介護や通所介護などの介護サービス

を利用した際に、利用料の9割が介護給付費として支出されています(1割は自己負担)。



## 計画のポイント

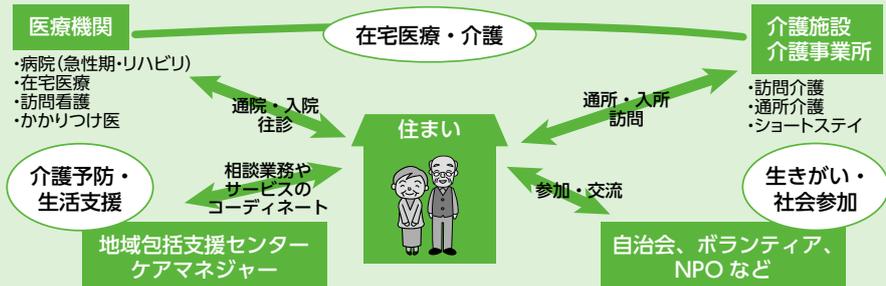
①地域包括ケアシステム 団塊世代が75歳以上になる2025(平成37)年に向けて、地域包括ケアシステムの構築を目指します

②「自助・互助・共助・公助」～市民意識の醸成～ 自助を支える「互助」(ボランティア活動や住民組織による支え合い)の取り組みなどを推進します

③産・学・官・民の推進 地域の社会資源(地域力)を生かした協働の取り組みを推進します ※「産・学・官・民」とは、産業(民間企業など)・学校(大学、高校など)・官公庁(上尾市)、民間(地域住民・NPOなど)の4者をいいます。

### 地域包括ケアシステムとは？

高齢者が、その有する能力や地域の実情に応じて、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まいおよび生活支援が包括的に確保される体制をいいます。



※地域包括ケアシステムは、概ね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域を単位として想定しています。

## 主な施策

- 平成27～29年度の3年間で、次の施策などを段階的に実施していきます。
- ・在宅医療・介護連携の推進(在宅医療・介護連携相談窓口の設置)
- ・認知症施策の推進(地域支援推進員・認知症初期集中支援チームの設置)
- ・生活支援サービスの体制整備(生活支援体制整備の協議体・生活支援コーディネート者の設置)
- ・介護予防の推進(介護予防・日常生活支援総合事業への移行)



### アッピー元気体操

市民ボランティアを中心に運営されており、開始から今年度で10年目を迎えます。誰もが簡単に続けられる運動として、約2,300人の高齢者が介護予防に役立っています。

### はじめませんか？ 支え合いの地域づくり ～地域包括ケアシステム推進事業運営補助金を交付～

地域での高齢者の支え合いの取り組みを始める団体に対し、補助金を交付します。 ② 次の①②のいずれかの活動を行う予定の団体など／①生活支援サービス(家事援助や外出支援など)の提供②サロン活動(認知症カフェを含む)の開催 ⑤ 団体 【補助金額】30万円(1団体あたりの上限) ④ 4月16日(木)～5月29日(金)に必要書類(団体概要、事業計画、事業予算)を用意して、直接高齢介護課へ

## 平成27～29年度 介護保険料の見直し

介護保険料は、65歳以上の人(第1号被保険者)と40～64歳の人(第2号被保険者)が負担する保険料で、3年ごとに見直しています。平成27～29年度の第1号被保険者の介護保険料は**右表**のとおりです。なお保険料基準額は、4,594円(月額)に据え置きました。

また国の所得基準などの見直しに合わせて、保険料の段階設定も見直しました。

※第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険の保険者(国民健康保険など)に納付します。具体的な保険料の額や決め方は医療保険者ごとに異なりますので、詳しくは、加入している医療保険の保険者に確認してください。

【表】第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料(年額)

変更前		変更後		
段階	保険料(円)	段階	保険料(円)	基準
第1段階	27,600	第1段階	27,600	世帯全員非課税で老齢福祉年金受給者 生活保護受給者
第2	27,600			80万円以下
特例第3	36,900	第2	36,900	世帯全員非課税で課税年金収入額+合計所得金額が右の額
第3	41,300	第3	41,300	80万円を超え120万円以下
特例第4	45,800	第4	45,800	120万円を超える
第4	55,100	第5	55,100	本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税者がいる
第5	62,300	第6	62,300	課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下
第6	68,900	第7	68,900	第4段階以外
第7	82,700	第8	82,700	120万円未満
第8	96,500	第9	93,700	120万円以上190万円未満
第9	110,300	第10	102,000	190万円以上290万円未満
		第11	110,300	290万円以上400万円未満
				400万円以上500万円未満
				500万円以上

## 平成27年度 介護保険制度の改正

介護保険制度とは、高齢者の介護を社会全体で支え合うための社会保険制度です。

### 4月から

#### 1. 特別養護老人ホームの重点化

特別養護老人ホームの新規入所者が、要介護3以上の高齢者に限定されます。※軽度(要介護1・2)の要介護者でも、特例的に入所できる場合もあります。

#### 2. 第1号被保険者の介護保険料の軽減措置

低所得者の介護保険料を軽減するため、第1号被保険者の介護保険料(第1段階)の保険料基準額の負担割合が、0.5から0.45に軽減される予定です。

### 8月から

#### 3. 一定所得者の利用負担の見直し

合計所得金額が160万円以上の人の自己負担割合が1割から2割に変更されます。

#### 4. 高額介護サービス費の負担上限額の引き上げ

介護保険の利用者負担額が同じ月に一定額を超えた場合、高額介護サービス費が支給されますが、現役並み所得者について、一部の負担上限額が引き上げられます。

#### 5. 低所得の施設利用者の食費・居住費の軽減要件が変更

低所得の施設利用者のうち、預貯金などが一定額(単身/1千万円、夫婦/2千万円)を超える場合、別世帯で配偶者の住民税が課税されている場合は、食費・居住費の軽減対象になりません。

# ご利用ください あげお市政出前講座

生涯学習課 ☎775-9490  
☎776-2250

市民の皆さんが学習を希望するテーマについて、市職員が各担当分野の仕事の説明や、専門的知識などを分かりやすく説明します。 ※要望や苦情を申し入れる場ではありません。知識・技術の習得など学習の場として利用してください。 ☑市内に在住・在勤・在学する10人以上の組織・グループ 【派遣時間】原則として、(月)～(金)10～20時のおおむね1時間程度 ※(土)日開催希望の場合は各担当部署と相談してください。業務の都合により、希望に添えない場合があります。 ☑無料(会場使用料・材料費は自己負担) ※会場はグループで確保し、原則として公民館、地域集会

所など公共施設を利用してください。 ☑担当部署に事前に電話で問い合わせの上、所定の申込書(生涯学習課、各支所・出張所、各公民館にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、派遣希望日の2週間前までに直接担当部署へ ※派遣の可否・詳細などの連絡は、担当部署から連絡します。メニュー表に載っていない内容については、担当部署または生涯学習課に問い合わせてください。



分野	講座名	担当部署名	電話・ファクス番号
暮らし	はじめようエコライフ	環境政策課	☎775-6925
	ごみの減らし方・リサイクル		☎775-9872
	西貝塚環境センターの仕組み(施設の見学会)	西貝塚環境センター	☎781-9141 ☎781-9166
	消費生活に関する講座	消費生活センター	☎775-0800 ☎776-4600
	中小企業を応援します	商工課	☎777-4441 ☎775-5024
	上尾市産業振興		
	商工農観ポータルサイト「あげポタ」		
	上尾の観光		
	あげおの農産物	農政課	☎775-7384 ☎775-9872
	健全な青少年育成を目指して	青少年課	☎776-2488 ☎776-2117
選挙の豆知識	選挙管理委員会事務局	☎775-9689 ☎775-9819	
保険・年金・税	国民健康保険(期間限定8～2月)	保険年金課	☎775-5136 ☎775-9827
	国民年金加入から受給まで		☎775-5137 ☎775-9827
	後期高齢者医療制度		☎775-5125 ☎775-9827
	住民税の仕組み(期間限定7～9月)	市民税課	☎775-5131 ☎775-9846
都市・緑・水	資産税の仕組み(期間限定7～9月)	資産税課	☎775-5133 ☎775-9846
	都市計画マスタープラン2010	都市計画課	☎775-7629 ☎775-9906
	市の緑と公園	みどり公園課	☎775-8129 ☎775-9906
	知っておきたい建築知識	建築安全課	☎775-8490 ☎775-9906
	木造住宅の耐震診断と耐震改修		
	公共下水道の仕組み	下水道施設課	☎775-9372 ☎775-9050
水道水ができるまで	経営総務課	☎775-5160 ☎775-9041	

分野	講座名	担当部署名	電話・ファクス番号
まちのビジョン・市民社会	総合計画	行政経営課	☎775-3963 ☎776-8873
	公共施設マネジメント	施設課	☎775-9409 ☎775-9819
	多文化共生のすすめ	市民協働推進課	☎775-4539 ☎775-9819
	男女共同参画社会	人権男女共同参画課	☎778-5111 ☎778-5112
	人権と向き合うために		☎775-5117 ☎778-5112
福祉・健康	地域福祉の推進	福祉総務課	☎775-5118 ☎775-9846
	生活保護とは	生活支援課	☎775-5119 ☎776-8872
	児童虐待防止啓発研修	子ども・若者相談センター	☎783-4964 ☎774-5342
	上尾市の子ども・子育て支援	子ども支援課	☎775-5120 ☎774-5342
	介護予防	高齢介護課	☎775-4190 ☎776-8872
	高齢者虐待防止啓発研修		
	成年後見制度		
	介護保険制度	西保健センター	☎774-1411 ☎776-7355
	高齢者サービスのあらし		
	健康長寿サポーター養成講習		
	健診・検診を受けましょう		
	健診結果はいかがでしたか	東保健センター	☎774-1414 ☎774-8188
	認知症予防と生活習慣		
健康の基本は食事から			
大人のこころの健康づくり			
大人の熱中症予防			
大人の口の健康	東保健センター	☎774-1414 ☎774-8188	
糖尿病予防			
子どもの健康	東保健センター	☎774-1414 ☎774-8188	

分野	講座名	担当部署名	電話・ファクス番号
救命・消防	火災から身を守る	消防本部予防課	☎775-1314 ☎775-2230
	応急手当	上尾 東消防署	☎775-1310 ☎770-1902
		原市 原市分署	☎722-5225 ☎720-1119
		上平 上平分署	☎775-0119 ☎770-1901
		大石 西消防署	☎725-2624 ☎780-1190
		大谷 大谷分署	☎726-2771 ☎780-1191
		平方 平方分署	☎782-0911 ☎782-0922
市議会	市議会の仕組みと役割 (期間限定7・8月)	議会事務局 議事調査課	☎775-9467 ☎776-2230

分野	講座名	担当部署名	電話・ファクス番号	
生涯学習・スポーツ	上尾市の生涯学習	生涯学習課	☎775-9490 ☎776-2250	
	人にやさしくなれる人権講座			
	上尾の遺跡		☎775-9496 ☎776-2250	
	上尾の指定・登録文化財			
	上尾の歴史			
	上尾市民の読書推進に関する施策		図書館	☎773-8521 ☎776-7330
	スポーツに参加しませんか		スポーツ振興課	☎781-8112 ☎776-2250
学校給食	小学校給食	学校保健課	☎775-9683 ☎775-5633	
	中学校給食	中学校給食 共同調理場	☎777-1552 ☎777-1553	

平成28年

# 成人式

生涯学習課  
☎775-9490・☎776-2250

**時** 平成28年1月10日(日) **第1回** / 10時30分～11時40分  
(JR高崎線東側に在住の人(上尾中、原市中、上平中、東中、瓦葺中の学校区)) **第2回** / 12時45分～13時55分  
(JR高崎線西側に在住の人(太平中、大石中、西中、大石南中、南中、大谷中の学校区)) **所** 上尾市文化センター **対** 平成7年4月2日～8年4月1日生まれの人で、市内に在住か中学校卒業時に市内に在住していた人 ※12月上旬(予定)に案内状を郵送します。市外に在住で上尾市成人式に参加希望の人は生涯学習課まで連絡してください。特別支援学校に通っていた人の席も用意しています。

**●成人代表スタッフの募集**  
成人を迎える人で、式典の企画や当日の司会などに協力できるスタッフを募集します。 **時** 5月15日(金)までに直接または電話で生涯学習課へ

## 平成27年6・7月採用予定市職員を募集

職員課 ☎775-5112・☎775-9819

**【職種と採用予定人数】**

① 6月採用		② 7月採用	
職種	人数	職種	人数
一般事務 (身体障害者)	1人	土木 保育士	若干名

**【第一次試験日】** 4月25日(土) ※試験時間と会場は申込時にお知らせします。第二次試験は第一次試験合格者を対象に実施します。

**【試験内容】** ①一般事務(身体障害者) / 活字印刷文による教養試験、性格適性検査、個別面接 ②土木、保育士 / 活字印刷文による教養試験、専門試験、性格適性検査

**【申し込み方法】** 受験案内兼申込書(職員課、各支所・出張所、図書館本館にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要な事項を記入し、証明書用写真(縦4×横3㍉)2枚を貼り付けて、4月13日(月)・14日(火)9～16時に申し込む ※受験資格、申込受付場所など詳しくは、市ホームページまたは受験案内をご覧ください。

## 協働のまちづくり推進事業 提案事業の募集

市民活動支援センター ☎778-1810・☎778-1820

**所** 市民活動団体から提案を募集し、協働のまちづくりにふさわしい事業を決定する。決定した事業には30万円を限度に補助金を交付する **対** 5人以上で構成され、1年以上継続して市内で活動している団体など **時** 4月1日(水)～30日(休)に応募用紙(市民活動支援センターにある。市ホームページからダウンロードも可)に必要な事項を記入し、必要書類を用意して、直接市民活動支援センターへ(月祝を除く) ※詳しくは募集要項(応募用紙と合わせて配布)をご覧ください。

**時**とき **所**ところ **対**内容 **対**対象 **費**費用・金額 **※**記載のないものは「無料」 **定**定員 **持**持ち物  
**申**申し込み **※**記載のないものは「当日、直接会場へ」 **問**問い合わせ